

鳩山町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

鳩山町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 計画の期間 . . . . . 4
3. 目標 . . . . . 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 9

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、2025年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2026年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、鳩山町教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられました。そのため、2026年3月に「鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定します。

### (2) 本町の現状

本町では、令和2年9月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鳩山町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	31 時間43分	27. 6%	1. 4%
中学校	31 時間25分	23. 8%	0. 42%
全体	31 時間38分	26. 3%	1. 1%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小中学校で合わせて26.3%であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開等を行うことにより、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

## 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とする。

### 3. 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1カ月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとする。

- ① 1年間における1か月の平均時間外在校等時間を30時間以内にする。  
【令和6年度：31時間38分】
- ② 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えている割合を0%にする。  
【令和6年度：1.1%】

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとする。

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② ストレスチェックの実施率100%を目指す。
- ③ 教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ② 放課後から夜間などにおける校外の外回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間における校外の見回りについては、青少年問題協議会等の地域組織が担う役割であることを明確にし、学校としての自主的な見回りは実施しない体制を維持する。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・給食費については、引き続き公会計化を維持する。

##### ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・法的な側面からの指導・助言を行い、学校の問題解決を支援するスクールロイヤーを活用する。

## イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

### ① 調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することにより、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

### ② 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・学校プール・体育館等の学校施設の管理業務について、どのような管理手法が望ましいか、今後、適切な方法を検討していく。

### ③ 部活動

・土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど、地域連携・地域展開について研究していく。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ① 授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減するために、校務支援システム等を積極的に活用していく。また、自動採点ソフトの活用を継続していく。

・学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。

### ② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議において、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等、専門的な人材の学校への派遣を継続していく。

### ③ 教育職員の勤務状況の把握

- ・出退勤時刻を管理する「校務支援システム」を活用し、教育職員一人一人の在校等時間を客観的に把握する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ 校務支援システムの活用により、出席管理、通知表作成、指導要録等のデジタル化を進める。また、会議をペーパーレスにすることにより、会議時間の短縮化を図る。
- ④ 学校閉庁日の電話対応については教育委員会への転送を実施していく。勤務時間外の



留守番電話機能については、今後検討していく。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 出退勤時刻システムで一元管理し、管理職が日々の勤務状況をリアルタイムで把握できる体制を整備できるよう検討していく。
- ② 1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を推奨する。
- ③ 月45時間を超え疲労の蓄積が認められる者に対しても、管理職が面接指導を推奨する。
- ④ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率の100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の環境改善を推進する。
- ⑤ 心身の健康問題について相談できる窓口について設置の検討を進める。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ⑦ 令和8年度中に、学校における定時退勤日を月に2回以上設定するよう推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実行性を確保するため、関連する取組や、今後のフォローアップに関する事項を以下に整理する。

- ① 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、鳩山町教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ② 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ③ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- ④ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ⑤ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにコンプライアンスやマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ⑥ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ⑦ 運動会・体育祭、文化祭等の行事について、準備時間や規模を現在の教職員数に見合ったものに見直す。(例：短時間での開催、練習時間の短縮等)